

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第4号から議案第7号までの4議案につきましては、関連がありますことから、一括して提案説明を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る11月17日に勧告どおりの実施が閣議決定され、本町におきましても、他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、議案第4号では、「議会議員の期末手当」について、議案第5号では、「特別職の職員の期末手当」について、議案第6号では、「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05月分引き上げようとするものです。

議案第7号では、「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で0.15%引き上げるとともに、勤勉手当について、支給月数を年間0.1ヵ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.4ヶ月とすることとし、これらの改正措置を平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成29年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、平成30年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分—100分の162.5ずつ割り振り、6月期は100分の160から162.5に第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は29年

度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成29年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、平成30年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分—100分の162.5ずつ割り振り、6月期は100分の160から162.5に、第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は29年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成29年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

2条関係でございますが、平成30年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分—100分の162.5ずつ割り振り、6月期は100分の160から162.5に、第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は29年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみな

すものと定めております。

続きまして、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、第1条関係ですが、2ページからご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の平成29年12月期の勤勉手当について、100分の10プラスし100分の95に改め、既に支給されている6月期分100分の85と合わせて、年間支給割合を100分の180とするものでございます。

同項第2号の改正は、再任用職員の平成29年12月期の勤勉手当について、100分の5プラスし100分の45に改め、既に支給されている6月期分100分の40と合わせて、年間支給割合を100分の85とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、2ページ下段から7ページにあります、別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の改正後の下線部分、1級の1号級から93号級まで、2級の1号級から125号級まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号級から93号級まで、6級の1号級から85号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ400円から1,000円の引き上げとなっています。

再任用職員につきましては、7ページ下段の下線部分、400円引き上げとなっています。

続きまして、第2条関係です。

8ページから9ページ中段をご覧ください。

この改正は、平成30年度以降の勤勉手当の年間支給割合について、第1号再任用職員以外の職員については、第1条で改正しました6月期100分の85、12月期100分の95から、6月期と12月期に100分の90を割り振り、年間支給割合を29年度と同様の100分の180とするものです。

第2号の再任用職員については、第1条で改正しました6月期100分の40、12月期100分の45から、6月期と12月期に100分の42.5を割り振り、年間支給割合を29年度と同様の100分の85とするものです。

9ページ中段からをご覧ください。

附則第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された勤勉手当は、第1条の規定による勤勉手当の内払いとみなすこと、第4項では適用者の在職基準日、第5項ではこの条例の施行に関し必要事項は規則で定めることとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号の4議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。